

IP ネットワーク設備委員会 技術検討作業班 プレゼンテーション

日本マイクロソフト株式会社

“Universal Communications Service” の定義

“Universal Communications Service(UCS)”は簡単には定義できないと認識しております。

複数の機能

UCSは、複数の機能を含んだ1つのインターフェースとなっていることが多いです。また、機能はサービス、プラットフォーム、対象とするお客様によって異なります。

サービスや利用方法の多様性

お客様によって機能の使い方は異なり、多くの場合、インターフェースの中に含まれる全ての機能を用いるわけではありません。加えて、多くのお客様はマルチホーミングにより用いている機能があります（例えば、電話サービス[携帯、固定、デスクトップ]、メール[有料・無料を問わず複数のプロバイダー]、チャット[プラットフォーム内、プラットフォームとは別のサービス]）。

代替手段の利用可能性

マルチホーミングの利点として、多くの機能について、同じ目的を達成するための（多くの場合無料の）代替手段が存在することが挙げられます（例えば、メールが使えない際に別のプロバイダーの無料のメールを用いる、VoIP機能が使えない際にPSTNの電話を用いる、オンラインミーティングに帯域不足により参加できない際にPSTNからダイヤルインする）。

サービス、プラットフォーム、対象顧客による違いや代替手段の利用可能性により、伝統的な電気通信事業のアナロジーで議論することは難しく、より大きな視点から検討することが必要であると考えています。

事故報告の必要性 に関する歴史的な 解釈

弊社の理解する限り、事故報告は以下の観点を確認するために必要であるものと理解しています：

重要な安全上の懸念への対処

- 例：緊急通報の緊要性

経済的な懸念への対処

- 例：代替手段のないサービス（プロバイダーが1つで、多くの場合に独占的でマルチホーミングができないもの)

消費者の懸念への対処

- 例：サービス品質を確保するために消費者に追加的な透明性が必要なサービス（遠隔地の修理を行うものや適時の情報提供が求められるもの)

海外の事故報告の基準に関する事例

- 欧州では、ENISAの報告基準をベースラインとして、各国で部分的に変更して適用

| | 1 - 2 hours | 2 - 4 hours | 4 - 6 hours | 6 - 8 hours | > 8 hours |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 1% - 2% | | | | | |
| 2% - 5% | | | | | |
| 5% - 10% | | | | | |
| 10% - 15% | | | | | |
| > 15% | | | | | |

- ドイツと米国では、事故継続時間を基に基準を設定
- ドイツでは、法人顧客と消費者を区別
- 欧州の国では、クラウドベースのサービスの一時的な停止は事故と見做さず、セキュリティイベントに限定

「重大な事故」の基準

- 電気通信事業法関係法令上、「重大な事故」は次のように定義されている。

電気通信設備の故障により、電気通信役務の全部又は一部の提供を停止又は品質を低下させた事故で、継続時間及び影響利用者数が電気通信役務の区分に応じた基準を満たす事故

| 電気通信役務の区分 | 時間 | 利用者の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務 | 一時間 | 三万 |
| 二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務 | 二時間 | 三万 |
| | 一時間 | 十万 |
| 三 セルラーLPWA(無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。)を使用する携帯電話(一の項又は二の項に掲げる電気通信役務を除く。)及び電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するアンライセンスLPWAサービス | 十二時間 | 三万 |
| | 二時間 | 百万 |
| 四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。) | 二十四時間 | 十万 |
| | 十二時間 | 百万 |
| 五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務 | 二時間 | 三万 |
| | 一時間 | 百万 |

弊社のご提案

機能ベースの基準

「重大な事故」の基準は機能ベースとするべきであり、“Universal Communications Service”という言葉は不正確であり、混乱を招くと考えています。

プライオリティ・ドリブン

現行の枠組みでは緊急電話の緊要性は認識されています。しかし、多くのサービスについて、インターネットを必要としたうえで、グローバルで、クラウドベースで、マルチホーミングがされている（多くの競合や代替手段が存在する）ことを踏まえると、インターネットサービスプロバイダー（ISP）の重要性を勘案すべきと考えています。

マルチホーミングの勘案

多くの機能がマルチホーミングされており、代替手段が存在するため、必ずしも全ての場面で必要とされているわけではありません（例えば、全てのオンラインミーティングで映像が必要なわけではない、全ての職場でコラボレーションツールとしてチャットが必要なわけではない、お客様が複数のメールや電話のオプションを持っていることがある）。

クラウドベースサービスにおける法人と個人のお客様の違い

クラウドベースサービスの場合、契約、構成、コミュニケーションはエンドユーザーではなく、法人のお客様との間で行われます。法人のお客様は1対1のサービスを超えたシナリオ（例えば、メールのエイリアスや複数の音声アプリ等）を構成することができます。

利用者が法人の場合の影響利用者数の算出方法

法人のお客様の数をベースに影響利用者数とすることが適当であると考えています。

- ・クラウドベースのコミュニケーションサービスプロバイダーは、エンドユーザーではなく、法人のお客様と契約を結んでいます。
- ・法人のお客様は、組織内におけるサービスの展開や構成の方法、組織内の責任者（IT 管理者）をコントロールし、サービスの損失に対する対応策を保持しています。
- ・クラウドベースのコミュニケーションサービスプロバイダーは、法人のお客様の指示でサービスの販売、通信、運用を行っています。
- ・エンドユーザーによるクラウドベースのサービスの利用は、ユーザー自身の契約ではなく、雇用関係に基づいています。



Thank you